

①都道府県	②市町村	0 就学援助制度問い合わせ先(広報用)					1 就学援助制度の実施について													2. 就学援助制度の申請書の配布方法					
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他(SNSなど)	(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法													(1) 貴市区町村における就学援助制度の申請書の配布方法					
							ア. 教育委員会のウェブサイトにて掲載	イ. 自治体の広報誌等に掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施	ケ. その他(内容を1.(2)に記入)	(2)(1)でケに○をした場合、その内容					ア. 各学校で制度案内を配付後、希望者に各学校から申請書を配布	イ. 各学校で制度案内を配付後、希望者に教育委員会から申請書を配布	ウ. 各学校で全児童生徒もしくは保護者に申請書を配付	エ. 教育委員会もしくは保護者に申請書を配付	オ. 制度案内を行わず、各学校で希望者に対して申請書を配付
18	18	18	18	15	0	11	6	9	12	7	12	1	1	9	9	13	2	1	0	1	1	5	5		
香川県	高松市	高松市教育委員会 学校教育課	087-839-2616	gakkyo@city.takamatsu.lg.jp	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/2936.html		○	○	○	○	○				○	民生委員、児童委員向けに制度を周知	○	○							
香川県	丸亀市	教育部総務課	0877-24-8820	kyoikusomu-k@city.marugame.lg.jp	http://www.city.marugame.lg.jp/		○		○	○							○								
香川県	坂出市	坂出市教育委員会 学校教育課	0877-44-5024	gakkyou@city.sakaide.lg.jp	http://www.city.sakaide.lg.jp/soshiki/gakkoukyouiku/		○	○	○	○	○				○	懇談会や保護者面談時に個別に周知	○								
香川県	善通寺市	教育委員会教育総務課	0877-63-6326	kyouisoumu@city.zentsuji.kagawa.jp				○	○		○						○								
香川県	観音寺市	教育委員会 学校教育課	0875-23-3938	gakkou@city.kanonji.lg.jp	http://www.city.kanonji.kagawa.jp/		○	○		○							○								
香川県	さぬき市	さぬき市教育委員会事務局学校教育課	0879-42-3106	gakkokyoiku@city.sanuki.lg.jp	http://www.city.sanuki.kagawa.jp/education/school/help		○		○						○	自立相談支援機関の相談員との連携や、スクールソーシャルワーカーによる保護者への制度説明						○			
香川県	東かがわ市	教育委員会事務局学校教育課	0879-26-1237	hk-gattukou@city.higashikagawa.lg.jp	https://www.higashikagawa.jp/		○								○	こども総合支援センターや子育て支援課の相談員から個別に案内							○		
香川県	三豊市	教育委員会事務局 学校教育課	0875-73-3131	gakkoukyouiku@city.mitoyo.lg.jp	http://www.city.mitoyo.lg.jp		○		○	○	○				○	・学校事務担当者に対して説明会を実施 ・校長会、教頭会で制度説明および協力依頼	○	○					○	毎年度2月に、当年度に認定した児童生徒の保護者全員に対して、次年度についての照会の通知と申請書を郵送している。	
香川県	土庄町	土庄町教育委員会 教育総務課	0879-62-7012	kyouiku@town.tonosho.lg.jp	https://www.town.tonosho.jp/			○	○								○								
香川県	小豆島町	教育部 学校教育課	0879-82-7014	olive-gakko@town.shodoshima.lg.jp	http://www.town.shodoshima.lg.jp/kakuka/gakkou.kyouiku/				○														○	各学校において制度案内を配布した後、希望者は、所属校の職員(担任、管理職等)と相談後、教育委員会に来ていただき、申請書の配布・記入を同時に行っている。	
香川県	三木町	教育総務課	087-891-3313	kyoikusomu@town.miki.lg.jp	http://www.town.miki.lg.jp/		○								○	入学周知会で説明	○								
香川県	直島町	教育委員会	087-892-2882	kyoiku1@town.naoshima.lg.jp	http://www.town.naoshima.kagawa.jp/														○						
香川県	宇多津町	宇多津町教育委員会事務局 学校教育課	0877-49-8007	kyouiku@town.utazu.kagawa.jp	https://www.town.utazu.lg.jp/		○			○	○				○	12月初めに進級生徒の保護者宛に申請書と継続についての文書を送付し、学校に提出してもらっている。	○						○	現在認定されている児童生徒に対し、翌年度の申請書を郵送している。	
香川県	綾川町	綾川町教育委員会事務局 学校教育課	087-876-1180	kyoiku@town.sayagawa.lg.jp	https://www.town.sayagawa.kagawa.jp/		○			○	○														
香川県	琴平町	生涯教育課	0877-75-6715	kyouikuinkai@town.lg.jp					○		○														
香川県	多度津町	多度津町教育委員会事務局 教育課	0877-33-0700	kyouiku@town.tadotsu.lg.jp	http://www.town.tadotsu.kagawa.jp/		○		○						○	入学説明会で学校が口頭で説明、また入学案内書・町HP等でも周知している。								○	申請書は、希望者に各学校から配付している。
香川県	まんのう町	教育委員会学校教育課	0877-73-0108	kyoiku@town.manno.lg.jp	http://www.town.manno.lg.jp/				○	○	○						○								
香川県	三豊市観音寺市学校組合	教育委員会事務局 教育総務課	0875-73-3130	kyoikusoumu@city.mitoyo.lg.jp					○	○	○				○	・学校事務担当者に対して説明会を実施 ・校長会、教頭会で制度説明および協力依頼	○							○	毎年度2月に、当年度に認定した児童生徒の保護者全員に対して、次年度についての通知を配付している。

		II 平成29年度準要保護認定基準																											
①都道府県	②市町村	(1)平成29年度における準要保護認定基準																		(2)(1)でソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額				(3)(1)でツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安額		(4)(1)でデに○をした場合、その他の基準の内容	(5)その他	就学援助率	
		ア.生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ.市区町村住民税の非課税	ウ.市区町村住民税の減免	エ.国民健康保険料の免除	オ.国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ.児童扶養手当の支給	キ.保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク.PTA会費、学費等の学校給付金の減免が行われている者	ケ.個人事業税の減免	コ.固定資産税の減免	サ.学校納付金の状況や、授業料等が悪い者、学用品、通学用品等に不自由している者、保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者、	シ.経済的な理由による欠席日数が多い者	ス.保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ.生活福祉資金による貸付け	ソ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	タ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	チ.特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ.市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ.その他	係数(倍率)	課税所得等の分類	基準額の時期	目安額(年額)	係数(倍率)				目安額(年額)
該当団体	18	18	18	16	16	16	18	3	3	9	11	2	1	3	8	2	1	9	0	16	12	12	12	12	0	0	16	10	18
香川県	高松市	○	○		○		○										○			○	1.3	課税所得	3年前の年度	355			今年に入り経済状況が悪化した等、特別な事情でお困りの方		15%未満
香川県	丸亀市	○	○		○		○													○	1.3	その他	その他	300			教育委員会が特に支給を必要と認める者	【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未満
香川県	坂出市	○	○	○	○	○	○	○	○											○	1.3	課税所得	その他	304			その他市長が特に援助を必要であると認めるもの	【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	20%未満
香川県	善通寺市	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○						○						その他市長が特に援助を必要と認める者		15%未満	
香川県	観音寺市	○	○	○	○	○	○			○	○									○	1.3	課税所得	その他	316			教育委員会が特に支給を必要と認めた者	【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	20%未満
香川県	さぬき市	○	○	○	○	○	○			○	○									○	1.3	課税所得	その他	301			教育委員会が特に認定が必要と認めた者	【基準額の時期】平成25年厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法の基準額に一定の係数を掛けたもの	10%未満
香川県	東かがわ市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○						その他東かがわ市教育委員会が特に認定が必要と認めた者		10%未満	
香川県	三豊市	○	○	○	○	○	○			○	○									○	1.3	その他	その他	300			三豊市教育委員会が特に支給を必要と認める者	【課税所得等の分類】総所得金額(退職所得と山林所得を含む)、から社会保険料、生命保険料、地震・旧長期損害保険料を控除したもの 【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未満
香川県	土庄町	○	○	○	○	○	○			○	○									○	1	課税所得	その他	280			教育委員会が特に援助を必要と認める状態にあるもの	【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未満
香川県	小豆島町	○	○	○	○	○	○			○										○						その他教育委員会が特に必要と認める場合		15%未満	
香川県	三木町	○	○	○	○	○	○													○	1.3	課税所得	その他	301			教育委員会が特に支給を必要と認めた者	【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未満
香川県	直島町	○	○	○	○	○	○																						5%未満
香川県	宇多津町	○	○	○	○	○	○			○	○									○	1.3	課税所得	その他	300			教育委員会が特に支給を必要と認めた者	【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	20%未満
香川県	綾川町	○	○	○	○	○	○			○	○									○	1.3	課税所得	その他	289			教育委員会が特に必要と認めたもの	【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満
香川県	琴平町	○	○	○	○	○	○																						10%未満
香川県	多度津町	○	○	○	○	○	○			○	○									○	1.3	課税所得	前々年度	304			その他教育委員会が特に支給を必要と認めたもの		15%未満
香川県	まんのう町	○	○	○	○	○	○													○						教育長が必要と認める者		10%未満	
香川県	三豊市観音寺市学校組合	○	○	○	○	○	○			○	○									○	1.3	その他	その他	300			三豊市観音寺市学校組合教育委員会が特に支給を必要と認める者	【課税所得等の分類】総所得金額(退職所得と山林所得を含む)、から社会保険料、生命保険料、地震・旧長期損害保険料を控除したもの 【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	20%未満

①都道府県	②市町村	2. 中学校の就学援助の額の単価(一人当たり年間支給額)																												(2) 補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容										
		(1) 費用毎の援助額																																						
		学用品費						新入学児童生徒学用品費等						通学費						修学旅行費																				
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額		その他		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
該当団体	18	0	0	0	4	4	4	15	14	0	0	0	0	2	2	2	17	16	0	2	2	0	3	3	3	1	0	0	16	16	0	1	1	1	2	1	0	10		
香川県	高松市						○	22,320									○	23,550	○	64,527								○	68,952										支給平均額は平成28年度実績額から算出。	
香川県	丸亀市						○	22,320										○	23,550									○	56,114										「平均支給額」欄は、平成28年度の実績額により記入。	
香川県	坂出市						○	24,550										○	47,400									○	63,600										・支給平均額は、H29年度予算計上単価記入 ・「学用品費」第1学年の支給単価 22,320円、第1学年以外支給単価 24,550円 ・「学用品費」は、「通学用品費」を含む	
香川県	善通寺市			○	24,550	22,376												○	47,400									○	77,891										「支給平均額」欄については、平成28年度実績による。	
香川県	観音寺市						○	22,320											○	47,400			○	79,410	79,410				○	77,000										・支給平均額欄・・・平成29年度予算に計上した単価
香川県	さぬき市						○	22,320											○	23,550									○	59,859										28年度の実績額
香川県	東かがわ市			○	22,320	22,320													○	47,400	○	70,000							○	67,000									・実費支給については、28年度の実績額による。	
香川県	三豊市						○	22,320											○	47,400			○	79,410	0				○	67,000										・修学旅行費は、H29予算に計上した額である。 ・通学費は実績なし
香川県	土庄町			○	22,320	22,320						○	47,400	47,400															○	72,359										
香川県	小豆島町						○	22,320											○	47,400									○	79,000										
香川県	三木町			○	22,320	22,320						○	47,400	47,400															○	60,938										・平均支給額は平成28年度実績
香川県	直島町						○	22,320											○	47,400														○	57,590					
香川県	宇多津町						○	22,320											○	47,400										○			○	70,000	57,590					
香川県	綾川町						○	22,320											○	47,400									○	72,290										
香川県	琴平町						○	22,320											○	47,400									○	77,992										
香川県	多度津町						○	21,700											○	22,900									○	68,000										
香川県	まんのう町						○	22,320											○	47,400									○	80,000										
香川県	三豊市観音寺市学校組合						○	22,320											○	47,400				○	79,410	0			○	67,000										・修学旅行費は、H29予算に計上した額である。 ・通学費は実績なし

①都道府県	②市町村	IV その他			自由記載欄
		ア. 特に取組を行っていない(把握していない)	イ. 取組を行っている(把握している)	通学用服等の学用品等の購入等に関して、保護者負担軽減策として実施している(把握している)取組	
				イに○をした場合、その内容	
該当団体	18	15	3	3	0
香川県	高松市	○			
香川県	丸亀市	○			
香川県	坂出市		○	・制服を指定せず標準服とし、リサイクル品や転入前の制服等を使用しやすい環境を整えている。 ・教材等も学校から特定の教材を指定することを最小限にとどめ、兄弟・親類間でリサイクル品の使用をしやすい環境を整えている。	
香川県	善通寺市	○			
香川県	観音寺市	○			
香川県	さぬき市	○			
香川県	東かがわ市		○	生産学習課より年度末に市内スポーツ少年団体験会の周知と併せて不用品の提供依頼を行い、集まった物を安価に購入できるようにしている。	
香川県	三豊市	○			
香川県	土庄町	○			
香川県	小豆島町	○			
香川県	三木町	○			
香川県	直島町	○			
香川県	宇多津町		○	新入学児童制服等助成金事業を行っている。(小学校のみ)	
香川県	綾川町	○			
香川県	琴平町	○			
香川県	多度津町	○			
香川県	まんのう町	○			
香川県	三豊市観音寺市学校組合	○			